

愛称 新興国ポラリス

ピクテ新興国ゴールデン・リスクプレミアム・ファンド

新興国ポラリス | 足元の基準価額の推移について

POINT

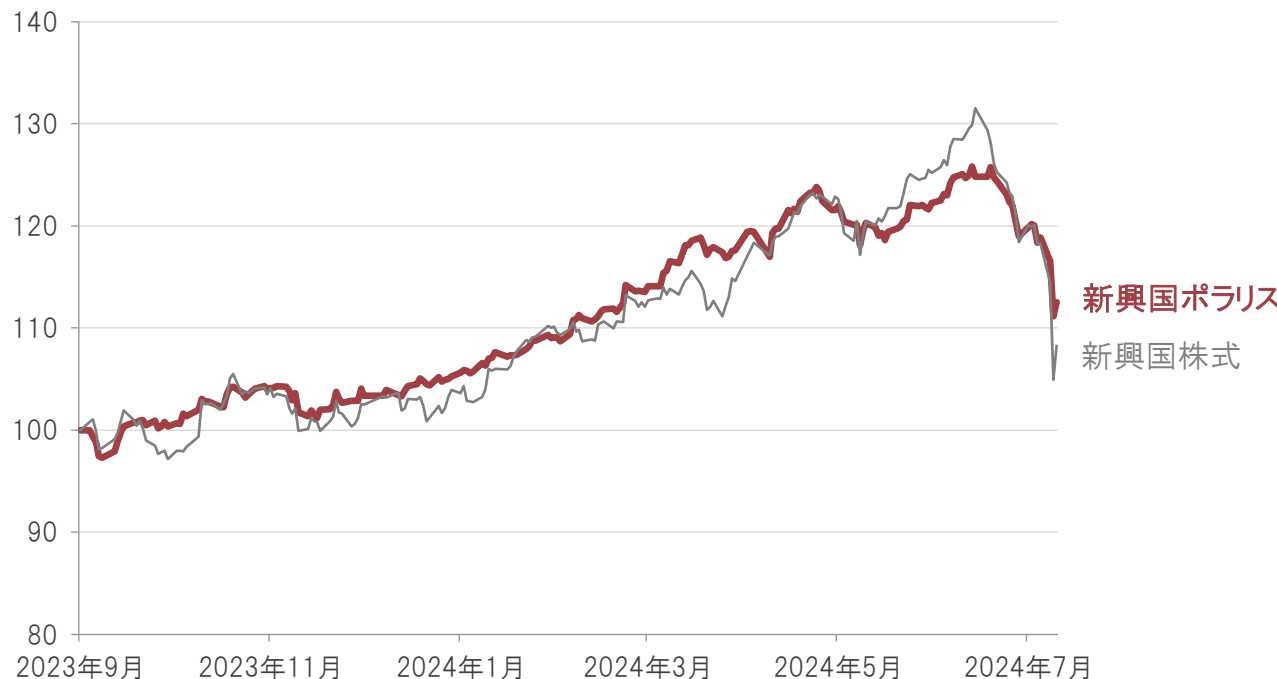
- ピクテ新興国ゴールデン・リスクプレミアム・ファンド(愛称 新興国ポラリス)の基準価額は、足元では軟調な推移に
- 中長期的な観点では米国金利の低下は新興国資産にとってポジティブに働く傾向

■ 当ファンドの基準価額は、7月中旬以降、軟調な推移に

世界の金融市場では、これまで世界の株式市場をけん引してきた生成AI関連株式が不安定な動きとなる中、8月初旬にかけて発表された米国の経済指標が市場の予想以上に悪化し、米国景気の減速懸念が高まったことなどをを受け、株式市場は急落しました。また、為替市場では、日本銀行が追加利上げに動く中、米連邦準備制度理事会(FRB)の利下げが意識され、急激な円高が進行しました。こうした市場全般の流れを受けた投資家のリスク回避姿勢の強まりや、中東情勢の緊迫化などをを受け、新興国資産を中心に投資する当ファンドの基準価額も足元で大きく下落しました。

新興国ポラリスの基準価額および新興国株式のパフォーマンス推移

日次、円ベース、期間:2023年9月29日(設定日)~2024年8月7日、2023年9月29日=100として指数化



※基準価額は信託報酬等控除後。換金時の費用・税金等は考慮していません。投資対象ファンドによって基準価額に反映する日が1-2日異なるため、比較指数は1営業日前ベースとしています。 ※新興国株式:MSCI新興国株価指数(配当込み)(円換算)。

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 中長期的な観点では米国金利の低下は新興国資産にとってポジティブに働く傾向

足元の市場の変動を受け、運用チームはポートフォリオの資産配分(アロケーション)を慎重に調整しています。

7月の後半から、リスク資産の価格変動(ボラティリティ)の高まりを警戒し、株式の組入比率を引き下げ、債券の組入比率を引き上げました。同時に、為替の値動きも警戒し、米ドル円の為替ヘッジ比率を引き上げました。金については、株式や債券と相関が低いという特性が引き続きポートフォリオの中で重要な働きをするとの考えや、中長期の強気見通しには変化がないため組入比率は維持しました。

なお、中長期的な観点で見れば、米国金利の低下は、①米国と新興国の金利差の拡大により、新興国の通貨や債券の投資魅力を高めること、②新興国の米ドル建て対外債務の調達、利払い負担を軽減し、信用力を高めること、③新興国企業の米ドル資金の調達コスト軽減につながることで、などを通じて新興国資産にとってポジティブに働く傾向があります。

しばらくはボラティリティの高い市場展開が続く可能性があります。マーケットを注視しながら、新興国市場における各資産の相対的なリスクプレミアムの魅力度を精査しながらポートフォリオのアロケーションを行っていく方針です。

投資対象別構成比

前月末:2024年6月末、当月末:2024年7月末

投資対象	当月末構成比	前月末構成比	増減
株式	40.0%	45.6%	-5.7%
債券	14.9%	8.9%	+6.0%
金	40.1%	40.0%	+0.1%
キャッシュ・短期金融商品等	5.0%	5.5%	-0.5%
合計	100.0%	100.0%	--

円資産の比率(概算値)

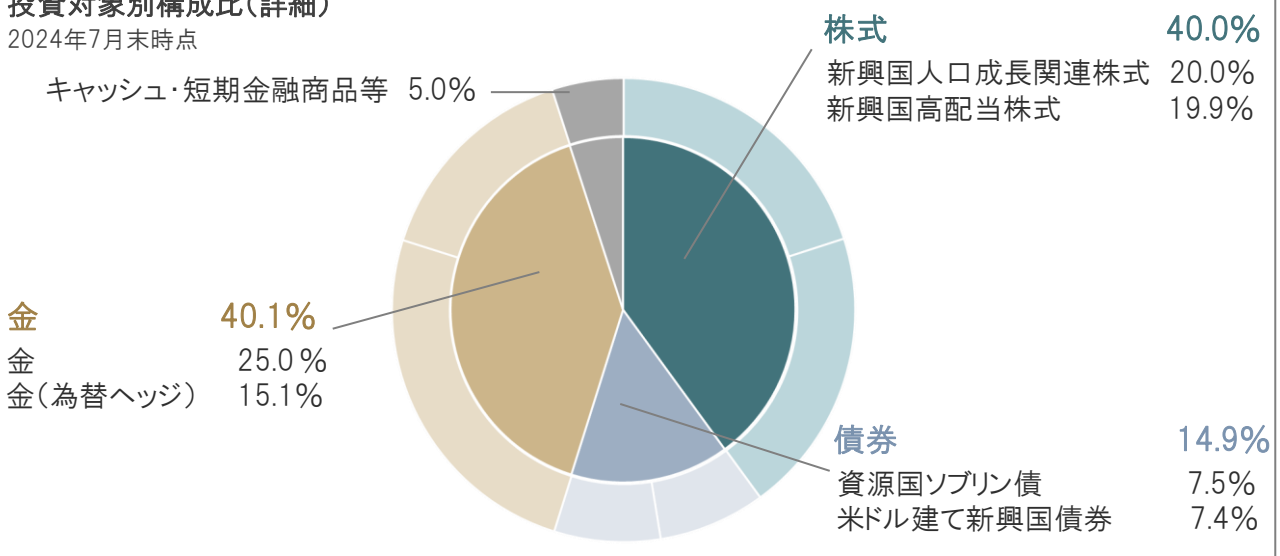
前月末:2024年6月末、当月末:2024年7月末

当月末構成比	前月末構成比	増減
20%	10%	+10%

※円資産の比率(概算値)は、円建て資産と円ヘッジの外貨建て資産の合計です。円建て資産は、当ファンドで保有しているコール・ローン等と各投資先ファンドを通じて実質的に保有している円建て資産です。円ヘッジの外貨建て資産は、各投資先ファンドを通じて実質的に保有している外貨建て資産のうち円で為替予約をしている部分になります。なお、外貨建て資産には株式や債券等のほか金も含まれます。

投資対象別構成比(詳細)

2024年7月末時点



※構成比は実質比率(マザーファンドの組入比率×マザーファンドにおける当該資産の組入比率)です。マザーファンドにおける当該資産の組入比率は、各投資先ファンドを主な投資対象によって株式、債券、金、短期金融商品等に分類、集計しています。マザーファンドの各投資先ファンドの主な投資対象については、4ページの表でご確認ください。「キャッシュ・短期金融商品等」には、投資先ファンドで保有する現金等の比率は含まれません。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドの基準価額は、実質的に組入れている有価証券等の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

<p>価格変動リスク・信用リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、実質的に株式を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。 ●ファンドは、実質的に債券を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている債券の価格変動の影響を受けます。一般的に金利が低下した場合には、債券の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落する傾向があります。 ●ファンドは、実質的に金を投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●ファンドは、実質的にリートを投資対象としますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れているリーートの価格変動の影響を受けます。 ●有価証券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、または債務不履行に陥ると予想される場合には当該有価証券の価格が下落することがあります。
<p>為替に関するリスク・留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドは、マザーファンドで投資する投資信託証券を通じて実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●また、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。
<p>カントリーリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ファンドが実質的な投資対象地域とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があります。政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

- 主に新興国の株式および債券ならびに金等の様々な資産に投資を行います
- 世界の市場環境に応じて魅力的なリスクプレミアムが期待できる資産を選定し、配分比率の決定を行います
- 年1回決算を行います

- 毎年10月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ファミリーファンド方式で運用を行います。マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。マザーファンドでは、指定投資信託証券として下記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。

【指定投資信託証券一覧】

	名称	当資料における略称	報酬率 ^(注)
1	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ハインカム株式ファンド	新興国ハインカム株式ファンド	0.6%
2	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	0.6%
3	ルクセンブルグ籍外国投資法人 ピクテ・アジア株式(除く日本)	アジア株式(除く日本)	0.6%
4	内国証券投資信託 ピクテ優良財政国債債券ファンド(適格機関投資家専用)	優良財政国債債券ファンド	0.66% (税抜0.6%)
5	内国証券投資信託 ピクテ・ハインカム・ソブリン・ファンドⅡ(適格機関投資家専用)	ハインカム・ソブリン・ファンドⅡ	0.66% (税抜0.6%)
6	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-資源国ソブリン・ファンド	資源国ソブリン・ファンド	0.6%
7	ルクセンブルグ籍外国投資信託 ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-新興国ソブリン・ファンド	新興国ソブリン・ファンド	0.6%
8	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)プレシヤス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド クラス HI dy JPY	フィジカル・ゴールド・ファンド(為替ヘッジあり)	0.39% (上限)
9	スイス籍外国投資信託 ピクテ(CH)プレシヤス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド クラスI dy JPY	フィジカル・ゴールド・ファンド(為替ヘッジなし)	0.34% (上限)
10	ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット JPY	ショートタームMMF JPY	0.3% (上限)
11	金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券	上場投資信託証券	銘柄毎に異なるため表示することができません。

(注)報酬率は各指定投資信託証券の純資産総額に対する年率を表示しています。また、上記、8および9については申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。その他の指定投資信託証券についても購入・換金時に信託財産留保金またはそれに類する費用が購入価格に付加または換金価格から控除される場合があります。ファンドは主にピクテ・グループ(委託会社を含みます。)が設定・運用する投資信託証券を投資対象とします。投資先ファンドによっては異なる報酬率の複数の投資信託証券を発行している場合がありますが、ファンドが投資する投資信託証券の報酬率は原則として年率0.6%(税抜)となります。

※上記の内容は、今後変更される場合があります。また、上記の中から投資する投資信託証券を選択するため、投資を行わないものもあります。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	以下に掲げる日においては、購入・換金のお申込みはできません。 ①ルクセンブルグ、ジュネーブ、ロンドンまたはニューヨークの銀行の休業日 ②ニューヨーク証券取引所の休業日 ③12月24日 ④一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	2023年9月29日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年10月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)								
信託財産留保額	ありません。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用(信託報酬)	<p>毎日、信託財産の純資産総額に年1.1275%(税抜1.025%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。</p> <p>【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> <tr> <td>年率0.35%</td> <td>年率0.65%</td> <td>年率0.025%</td> </tr> </table>			委託会社	販売会社	受託会社	年率0.35%	年率0.65%	年率0.025%
委託会社	販売会社	受託会社							
年率0.35%	年率0.65%	年率0.025%							
投資対象とする投資信託証券	<p>純資産総額の最大年率0.66%(税抜0.6%)(上場投資信託証券を除く) (各投資先ファンドの報酬率につきましては前掲の「指定投資信託証券一覧」をご覧ください。上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率は今後変更となる場合があります。)</p>								
実質的な負担	<p>最大年率1.7875%(税抜1.625%)程度 (注)ファンドは市場環境により積極的に組入比率の見直しを行いますので、実際の投資信託証券の組入状況により変動します。</p>								
その他の費用・手数料	<p>毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料および借入金の利息等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。また、購入・換金時に信託財産留保金が購入価格に付加または換金価格から控除される場合があります。</p>								

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会	【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】 https://www.pictet.co.jp
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉	
投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(マザーファンドの資産配分に関する助言を行う者) ※いずれか一方または両社から投資助言を受けます。	
販売会社	下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)	

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等		加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2938号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1771号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。

※MSCI指数は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。